

多面的機能發揮促進事業に関する計画(変更)の概要

令和7年11月11日

さぬき市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間			実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無					
○				さぬき市造田乙井地先外	無	令和7年度	～	令和11年度	乙井川南活動組織	変更内容：役員の変更